

# 事後評価シート

事業名	河川事業	事業課名	河川課
箇所名	五ヶ瀬川水系北川	市町村名	延岡市
事業費	約54億円	事業期間	H16~R3
		評価実施年月	令和7年12月

## 1 全体計画

改修規模 4,000m<sup>3</sup>/s:熊田基準地点  
 (概ね25年に1回程度発生する洪水規模)  
 宅地嵩上 177戸(9地区)  
 北川 L=11.7km

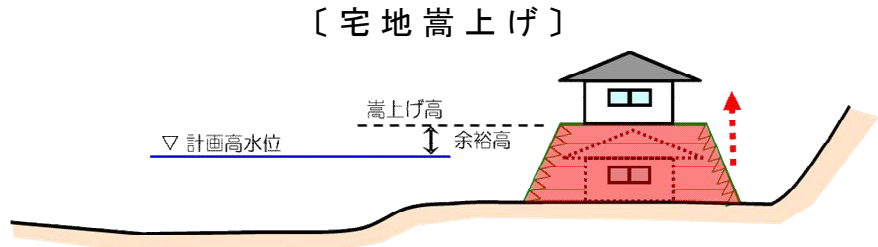
平面図



位置図



標準横断図



<浸水被害状況>



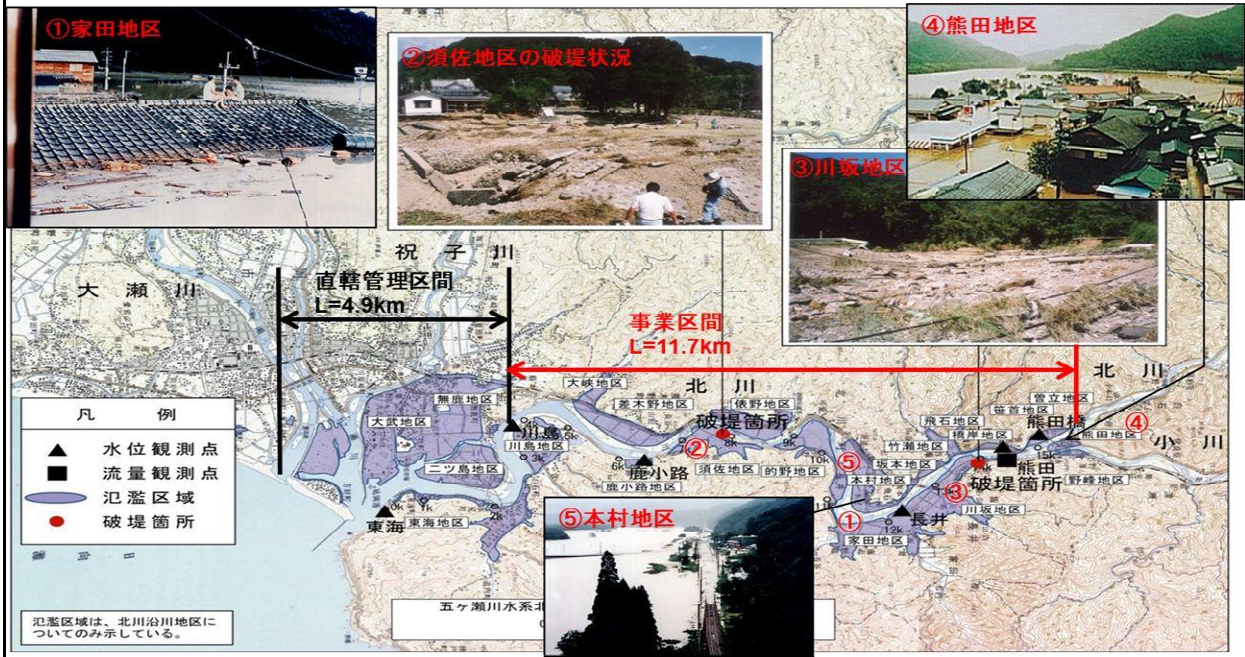
平成9年9月台風19号 (依野地区)



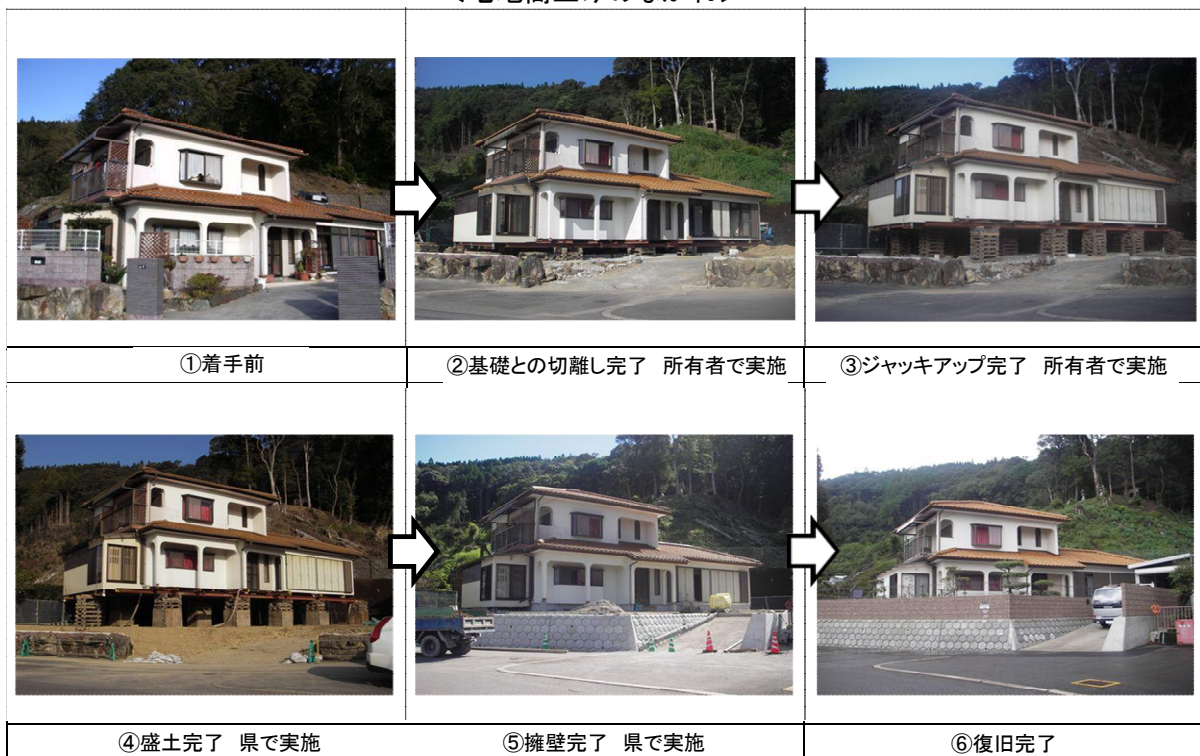
平成9年9月台風19号 (川坂地区)

## 2 事業目的

北川では、平成9年に甚大な浸水被害が発生したことから、同年に河川激甚災害対策特別緊急事業に着手し、河道掘削と築堤を行うとともに、霞堤方式による治水対策を進めてきた。一方で、霞堤方式の採用により、平成9年洪水と同規模の出水に対して浸水家屋が残ること、また、流域の住民からも早期な治水対策の要望が強く、治水安全度を早期に向上させる必要があることから、浸水被害の軽減を図ることを目的に宅地嵩上げを行う土地利用一体型水防災事業を採用した。



### <宅地嵩上げのながれ>



### <災害危険区域について>

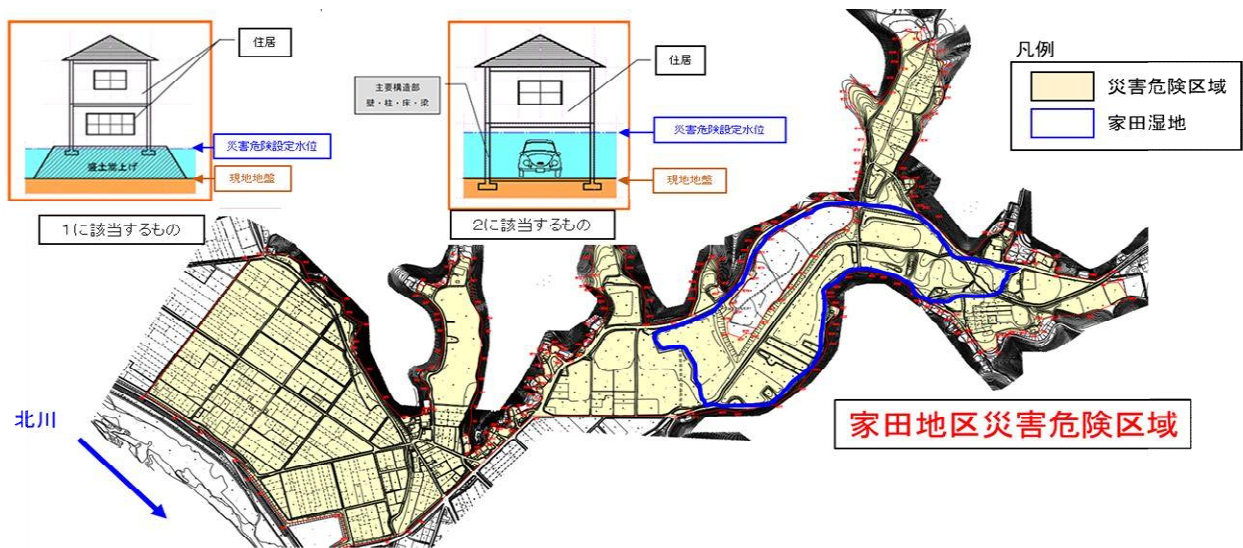
災害危険区域とは、水防災事業の対象となる河川の区間で氾濫を許容する区域に、住居の用に供する建築物の建築を制限するため、条例で一定の規制をかけることにより洪水に対する安全性を確保するもの。

延岡市では、建築基準法第39条及び延岡市災害危険区域に関する条例第2条の規定に基づいて、災害危険区域を指定している。

災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築する際は、市長の認定を受ける必要がある。

ただし、以下の災害防止上有効な措置を講ずる建築物その他市長が適当と認める建築物については、建築することができる。

- 1 基礎地盤面の高さを災害危険設定水位以上として建築する建築物。
- 2 主要構造部を鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる構造とし、災害危険設定水位以下の部分を住居の用に供しないもの。
- 3 仮設建築物等であって市長が適当と認めるもの。



### 3 事業効果の発現状況等

#### (1) 事業効果の発現状況

事業完了後、近年最大の洪水である令和4年台風14号が発生したが、浸水被害は発生しておらず事業の効果が発現できた。

(H9.9洪水：ピーク流量5,067m<sup>3</sup>/s 浸水家屋2019戸)

(H17.9洪水：ピーク流量4,376m<sup>3</sup>/s 浸水家屋 229戸)

(R4.9洪水：ピーク流量4,156m<sup>3</sup>/s 浸水家屋 0戸)

※河川整備計画流量 4,000m<sup>3</sup>/s

※既往最大洪水流量 5,067m<sup>3</sup>/s (H9.9洪水)

今回の事業により177戸が大幅減!



#### 【家屋浸水の発生状況】

	要因	浸水家屋			流量
		床上	床下	合計	
平成9年9月	台風19号	1334戸	685戸	2019戸	5,067m <sup>3</sup> /s
平成10年10月	台風10号	20戸	45戸	65戸	2,579m <sup>3</sup> /s
平成17年9月	台風14号	131戸	98戸	229戸	4,376m <sup>3</sup> /s
令和4年9月	台風14号	0戸	0戸	0戸	4,156m <sup>3</sup> /s

#### 家田地区

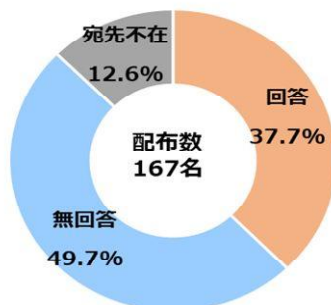


#### 俵野地区



#### (2) 土地所有者(宅地嵩上げ)の評価

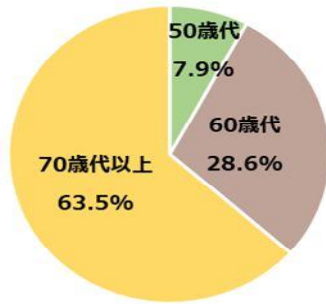
事業の効果を7割以上の方が認めている一方で、令和4年9月の台風14号や近年の降雨の変化を受け追加対策を求める声が半数程度あった。



配布数	回答者数	回収率
167	63	37.70%

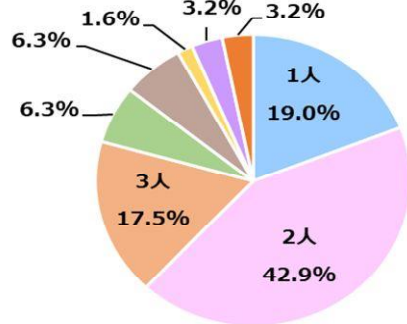
回答者の年齢構成

30歳代未満 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代以上

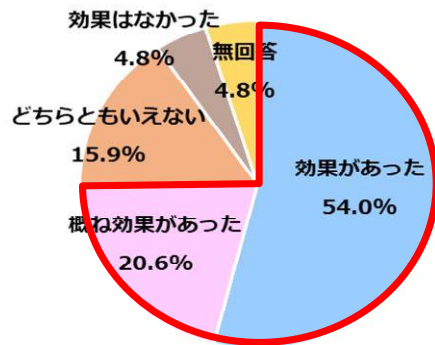


回答者の世帯構成

1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人以上 無回答



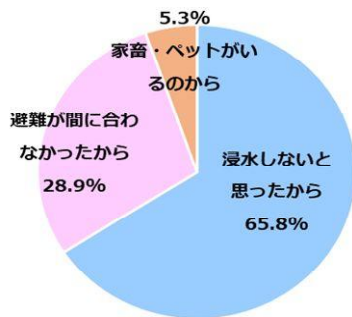
【Q1】工事が完了したことにより洪水に対する浸水被害の軽減に効果があったか。



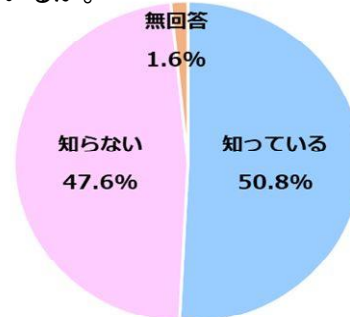
【Q2】令和4年9月の台風14号において避難勧告や避難指示が発令されましたが、避難はしましたか。



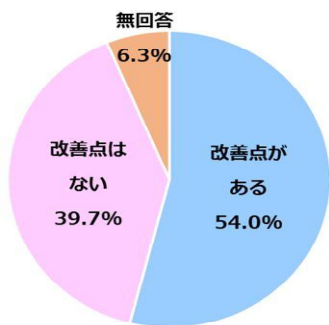
【Q2-1】避難をしなかった方は、避難をしなかった理由を教えてください。



【Q3】工事を行った地区においては、新たに浸水する家屋が建築されないように災害危険区域が指定されていることを知っているか。



【Q4】完成した施設に改善点はあるか。



【Q4-1】その理由はあるか。

【改善点がある理由】

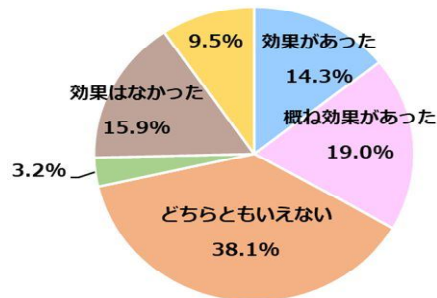
- ・道路の冠水対策を行う必要がある。
- ・嵩上げ対象外の駐車場が浸水する。
- ・農業用倉庫等も嵩上げてほしい。

【改善点はない】

- ・工事完了後、大きな台風が来てない。
- ・浸水被害がないため。

【Q5】工事を行ったことで、  
浸水被害の軽減以外の効果はあったか。

- ・効果があった
- ・どちらともいえない
- ・効果はなかった
- ・概ね効果があった
- ・あまり効果はなかった
- ・無回答



【Q5-1】その理由を教えてください。

【他の効果があった理由】

- ・早めの避難を心がけるようになった。
- ・災害が起きていないため安心感がある。
- ・防犯効果

【他の効果はなかった理由】

- ・他の効果が思いつかない。

【事業への感謝】

- ・工事完了後は床下浸水がなくなりました。感謝です。
- ・安心して生活できるようになった。
- ・景観がよくなった。

【追加対策の要望】

- ・河道掘削工事を行ってほしい。
- ・追加工事等事業を行ってほしい。
- ・近年は短時間で多くの雨が降っているため、嵩上げ高さが心配。
- ・小屋も嵩上げしてほしい。
- ・浸水対策の見直しが必要。

【環境改善の要望】

- ・田、道路にはどうしてもゴソがたまってしまう
- ・道路に残ったゴミを片付けるのに大変です。

【道路整備の要望】

- ・道路の浸水があるため、道路の嵩上げはできないか。
- ・浸水すると通勤不可となり道路の整備も不可欠だと思います。

4 事業による環境の変化や環境の保全

宅地の嵩上げのみであるため、事業による周辺環境の改変は行われておらず、そのまま保全されている。

5 施設の維持管理状況

宅地嵩上げ後の施設は所有者の方へ引き渡しを行っており、所有者からの引き渡した施設に変状があったとの報告は受けておらず利用上の問題は発生していない。

6 今後の事後評価の必要性

当区間の整備により、計画規模相当の洪水に対しては、家屋の浸水被害が大幅に軽減されるなど事業効果が発現しており、本事業に関する更なる事後評価の必要性はない。

7 改善措置の必要性

本事業による環境への影響は最小限であり、計画規模相当の洪水に対しても浸水被害が発生しておらず、治水面上においても効果が得られていることから改善措置の必要性はない。

8 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の必要性

本事業の実施により、計画規模同程度の洪水に対しても浸水被害の軽減効果が確認できたが、近年の激甚化・頻発化する水災害から住民の生命や財産を守るため、気候変動の影響を考慮した河川整備計画へ見直しを行う際には、ハード・ソフト一体となった流域治水の取組を位置づけることが重要である。

事業評価手法については、主要洪水における浸水家屋数との比較や住民アンケートの実施により、効果の確認や改善の必要性等が確認できたことから、見直しの必要性はないと考える。